

公立大学法人横浜市立大学請負工事監督事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の監督事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当部 総務部、医学・病院統括部及び附属市民総合医療センター管理部を工事担当部とする。
- (2) 工事担当部長 工事担当部の長又はこれに準ずる職にある者をいう。
- (3) 監督員 公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第47条第1項の規定による監督職員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、契約事務取扱規程の例による。

(監督員の一般的責務等)

第3条 監督員として工事担当部に、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を置く。

2 総括監督員は、工事を担当する課の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務を掌る。

- (1) 契約の履行についての請負人に対する指示、承諾及び協議（以下「指示等」という。）に関する事（重要なものに限る。）
- (2) 関連する複数の工事に係る行程等の調整に関する事（重要なものに限る。）。
- (3) 主任監督員及び担当監督員に対する指揮監督に関する事。

3 主任監督員は、工事を監督する係の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務を掌る。

- (1) 契約の履行についての請負人に対する指示等に関する事（前項第1号及び次第1号に該当するものを除く。）。
- (2) 関連する複数の工事に係る行程等の調整に関する事（前項第2号及び次2号に該当するものを除く。）。
- (3) 担当監督員に対する指揮監督に関する事。

4 担当監督員は、工事担当部の技術職員又は契約事務取扱規程第51条の規定により監督の委託を受けた者をもって充て、次の職務を掌る。

- (1) 契約の履行についての請負人に対する指示等に関する事（軽易なものに限る。）。
- (2) 関連する複数の工事に係る行程等の調整に関する事（軽易なものに限る。）。
- (3) 請負人が作成した設計図書に基づく工事の施行のための詳細図の承諾及び交付に関する事。

(4) 設計図書に基づく行程の管理、立会い、工事の施行状況の検査並びに工事材料の試験及び検査に関すること。

5 総括監督員は、監督員としての職務のほか、主任監督員及び担当監督員の監督事務の遂行について調整を図り、必要に応じて監督員を代表する。

6 第1項の規定にかかわらず、工事担当部長が必要ないと認めるときは、主任監督員又は担当監督員のいずれか1人を置かなければできる。この場合において、主任監督員を置かなければときの総括監督員は主任監督員の職務を、担当監督員を置かなければときの主任監督員は担当監督員の職務をそれぞれ掌るものとして、この要綱の規定を適用する。

7 第2項の規定にかかわらず、工事担当部長が特別の必要があると認めるときは、自らを総括監督員とすることができます。

(監督員の任命)

第4条 工事担当部の監督員は、契約事務取扱規程第47条第1項の規定に基づき、経理責任者が任命する。

2 前項の規定による監督員の任命は、監督員任命簿（第1号様式）により行う。監督員を変更する場合も、同様とする。

3 経理責任者は、第1項の規定により監督員を任命したときは、監督員任命通知書（第2号様式）をもって、その旨を請負人に通知しなければならない。

4 経理責任者は、1工事について主任監督員又は担当監督員をそれぞれ2人以上任命し、監督事務を分担させるときは、その分担させる内容を定めなければならない。

(施工の管理の状況の報告)

第5条 担当監督員は、必要に応じ、施工の管理の状況について、主任監督員に報告しなければならない。

2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(工事の促進)

第6条 担当監督員は、工事の進ちょく状況を工程表と照合し、工事の促進について請負人に必要な指示をしなければならない。

2 担当監督員は、工事が遅延するおそれがあると認めたときは、主任監督員に報告するとともに、請負人に必要な指示をしなければならない。

3 担当監督員は、天災その他事故によって工事の進ちょくが妨げられたときは、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

4 主任監督員は、第2項の報告があったとき、又は前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第7条 担当監督員は、災害の防止その他工事の施行上緊急やむを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認めたときは、主任監督員に報告してその指示を受け、請負人にその措置について指示をしなければならない。ただし、急迫の事情がある場合でそのいとまがないときは、自らの判断で指示し、直ちにそのてんまつを主任監督員に報告しなければならない。

2 担当監督員は、請負人から災害の防止その他工事の施行上急迫の事情があると判断してとった措置についてその旨通知を受けたときは、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。

3 主任監督員は、第1項の指示をしたとき、又は前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

（施工の際の立会いその他の方法による確認等）

第8条 担当監督員は、契約事務取扱規程に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、立会いその他の方法によりその施工を確認しなければならない。

(1) 工事の内容により重要な施工と認められるとき。

(2) 工事完成後の検査が極めて困難であり、又は検査に多額の費用を要すると認められる施工をするとき。

(3) 工期と施工技術よりみてやり直しがきかないと判断したとき。

2 担当監督員は、前項の確認を行う場合は、その旨をあらかじめ監督員指示書（第3号様式）により請負人に指示しておかなければならない。

3 担当監督員は、請負人が担当監督員の指示に反して第1項に規定する立会い若しくはその他の方法による確認を受けないで施工したとき、又は特に破壊して確認をする必要があると認めたときは、その実状を主任監督員に報告し、その指示をうけなければならない。

4 主任監督員は、前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

（手直しの指示）

第9条 工事担当部の監督員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認めるときは、請負人に対し、手直しを指示しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、総括監督員は、請負人の給付が当該契約の内容に適合しない旨の通知を受けたときは、請負人に対し、手直しを指示しなければならない。

（設計図書に明記されていない場合の措置等）

第10条 担当監督員は、請負人から設計図書に明記されていない事項の確認を求められたとき、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、その事実が軽微なものについては自らの判断でその措置を請負人に指示し、その旨を主任監督員に報告しなければならない。

（工事の変更等）

第11条 担当監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、理由を付して主任監督員に報告しなければならない。

(1) 工事の内容を変更する必要があると認めたとき。

(2) 工事を打ち切る必要があると認めたとき。

(3) 工事を一時中止する必要があると認めたとき。

2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

3 総括監督員は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、請負人に対し、工事の内容の変更を指示することができる。

- (1) 客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められるとき。
- (2) 早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められるとき。

4 主任監督員は、緊急に工事を中止する必要があると認めるときは、上司の決裁を受ける以前において、担当監督員をして請負人に工事の一時中止を指示させることができる。

(監督員による指示の方法)

第12条 監督員は、この規程に基づいて請負人に対して必要な指示をするときは、書面により行わなければならない。

(工事の監督の記録)

第13条 監督員は、第6条から前条までの規定により行った措置、指示その他の事項を工事監督記録簿（第4号様式）に記録しなければならない。

(この要綱の適用等)

第14条 事務局長が、あらかじめ工事の内容又は請負金額を考慮して認めた工事の監督については、この要綱に定める監督事務の一部を省略し、又は別に事務局長が定める監督事務の方法によることができる。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。